

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	子ども・妊婦インフルエンザ予防接種助成事業【物価高騰対策】	①物価高騰の影響を受けている住民への負担軽減策として、予防接種を推進することによりインフルエンザ感染を防止するため、中学3年生までの子ども及び妊婦を対象に、インフルエンザ予防接種費用の助成を行う。 ②予防接種費用の助成 ③総事業費 2,018千円 ・3,900円×260件=1,014,000円 ・8,000円×120件=960,000円 ・案内通知110円×400件=44,000円 ④中学3年生までの子ども及び妊婦	R8.4	R9.3
2	④消費下支え等を通じた生活者支援	住宅新築改築助成事業【物価高騰対策】	①物価高騰の影響を鑑み、住民が行う住宅新築・改修工事に係る経費の一部に対し、補助金を交付する。 ②住宅空き家改修及び新築・改築工事に係る補助金 ・空き家改修事業(工事費の1/2、上限1,000,000円) ・新築改築事業(工事費の1/10、上限300,000円) ③総事業費20,000千円 ・空き家改修事業 17,000,000円(1,000,000円×17件) ・新築改築事業3,000,000円(300,000円×10件) ④住宅の新築・改修を行う住民	R8.4	R9.3
3	①推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	じん臓障害者通院費助成事業【物価高騰対策】	①物価高騰の影響下において、負担軽減策として、じん臓障害者が安心して医療機関へ通院できるよう、人工透析治療を行う病院へ通院する交通費(3/4)を補助する。 ②通院費への補助金 ③216千円/月×12月=2,592千円 ④町内のじん臓障害者	R8.4	R9.3
4	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	子育て支援事業【物価高騰対策】	①物価高騰の影響を受けている乳幼児を養育している世帯への経済支援として、乳幼児1人につき月額6,000円の支援金を支給する。 ②支援金 乳幼児1人につき月額6,000円 ③6,000円×1,800月(150児×12月)=10,800千円 ④町内の乳幼児を養育している世帯	R8.4	R9.3
5	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	小規模企業振興事業補助金【物価高騰対策】	①物価高騰の影響を鑑み、町内の者が行う創業、事業持続に係る経費の一部に対し、補助金を交付する。 ②創業、事業持続に係る経費 ③総事業費3,500千円 ・創業支援 500千円×4件=2,000千円 ・事業持続 300千円×5件=1,500千円 【うち臨時交付金充当分2,000千円】 【財源のその他(C)欄の内容:全額町ふるさとづくり基金】 ④町内において創業又は事業を持続しようとする者	R8.4	R9.3
6	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	新規就農者支援事業補助金【物価高騰対策】	①燃料代等の物価高騰の影響を受けていることから、就農開始5年以内の認定新規就農者が実施する農業用機械等整備に係る経費に対して補助する。 ②農業用機械等整備補助 ③2,000千円×1/2×3件=3,000千円 【うち臨時交付金充当分1,360千円】 【財源のその他(C)欄の内容:全額町ふるさとづくり基金】 ④新規就農者	R8.4	R9.3
7	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	子ども医療費助成事業【物価高騰対策】	①物価高騰の影響を受けている住民への経済支援として、町内に住所を有する0歳から18歳までの子どもを受けた医療費の自己負担分から一部負担分を除いた額を助成する。また、町内に診療科のない医療機関を受診する際にかかった自動車等に対する交通費を補助する。 ②扶助費 ③総事業費 20,151千円 ・医療費助成金 16,551千円 ・交通費助成金 5,000円×60件×12月=3,600千円 ④町内に住所を有する0歳から18歳年齢に到達するまでの子ども(町内に住所がないが、保護者が町内に住所を有し、別居監護を受けている子どもを含む)	R8.4	R9.3

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充てる経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
8	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護施設等に対するサービス継続支援【物価高騰対策】	①物価高騰の影響によって厳しい経営状況に置かれている介護施設事業者が、入所者へ安心安全に質を維持した食事を提供できるよう食材料費を支援する。 ②食材料費に要する経費 ③(社)大崎福祉会 通常入所60円×365日×80人=1,752,000円 短期入所60円×7,872人=472,320円 デイサービス10円×11,424人=114,240円 (社)ひがしの会 通常入所60円×365日×99人=2,168,100円 デイサービス10円×6,731人=67,310円 【うち臨時交付金充当分4,193千円】 【財源のその他(C)欄の内容:広島県費補助金】 ④介護施設事業者(社)大崎福祉会・(社)ひがしの会	R8.4	R9.3
9	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	いきいき配食サービス【物価高騰対策】	①原油・物価高騰の影響によって厳しい経営状況に置かれている高齢者配食サービス事業者が、サービスの質を維持しつつ安定的な事業運営ができるよう支援する。 ②安否確認及び配達に要する経費 ③みゆき200円/食×22,000食+大崎荘200円/食×25,450食 【うち臨時交付金充当分3,860千円】 【財源のその他(C)欄の内容:過疎地域持続的発展基金】 ④高齢者配食サービス委託事業者(みゆき・大崎荘)	R8.4	R9.3
10	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食費負担軽減事業【物価高騰対策】	①令和8年4月から小学校で実施される給食費無償化事業が実施されるが、給食材料において物価高騰の影響を受けていることから、国の基準額を超える保護者負担分及び町内幼稚園・中学校の給食費保護者負担に対し、補助金を交付する。 ②給食費軽減に対する補助金 ③総事業費18,996,120円 ・大崎学校給食センター(大崎小・大崎上島中) 大崎小学校 (給食費負担軽減交付金5,200円)×115人×11か月=6,578,000円 差額26円×115人×給食日数198日=592,020円 大崎上島中学校349円×給食日数198日×90食=6,219,180円 ・東野調理場(東野小) (給食費負担軽減交付金5,200円)×35人×11か月=2,002,000円 給食費差額26円×給食日数198日×35食=180,180円 ・木江調理場(木江小・幼稚園) (給食費負担軽減交付金5,200円)×30人×11か月=1,716,000円 給食費差額26円×給食日数198日×30食=154,440円 大崎上島幼稚園314円×給食日数198日×25人=1,554,300円 【うち臨時交付金充当分8,701千円】 【財源のその他(C)欄の内容:給食費負担軽減交付金】 ④大崎学校給食センター(大崎小・大崎上島中)、東野調理場(東野小)及び木江調理場(木江小・幼稚園)(教職員分は対象外)	R8.4	R9.3

